

# 「街づくりの仲間たち」申し合わせ

平成 23 年 6 月 25 日制定

## ○この申し合わせについて

- ・「(仮称) 街づくりの仲間たち」設立準備会のほぼ 1 年間の活動を経て、「街づくりの仲間たち」を設立するに当たって、会についての理解を共有するために申し合わせをまとめました。
- ・今後の総会の討議やその後の活動を通して柔軟に見直していきます。

## ○会のあらまし

[名 称] : 「街づくりの仲間たち」

[住 所] : 世田谷区〇〇 ××気付 → 設立後の運営委員会で決定します。

[目 的] : 世田谷区をよい街・暮らしやすい街にしたいと思う人が集まって、主体的にかつ自由に参加できる活動の場(プラットフォーム)として機能することを目的とします。

[活動内容] : ①街づくりに関する情報を収集・取得し、提供を受け、あるいは作成して広く発信します。

②区民を主体とした街づくり活動を主に情報受発信の側面で支援します。

③区民による街づくり活動の充実と活性化につながるような交流及び研修の場を企画し実施します。

④街づくりにおける区民の関与のあり方を検討します。

⑤本会をより魅力と機動力のある会とするために、常に会の目的、活動内容、組織形態などを見直します。

⑥その他、本会の目的実現のために必要と考えられる活動に取り組みます。

[総 会] : 原則として年 1 回、総会を開催し、会とその活動について話し合います。関心のある人は誰でも参加できます。

[会の運営] : 会の運営に意欲があり活動できる人が運営委員になり、運営委員会の場で協議して運営します。

対外的な窓口として代表をおきます。

## ○会のスタンス

- ・活動の場(プラットフォーム)には、個人も団体も参加できます。
- ・会には、特に区議や区職員の参加を期待しています。
- ・会の活動を通して、区民、区議、区職員、行政、事業者、街づくり協議会、専門家、その他の個人や団体の既存のネットワークや潜在的ネットワークが強化され、顕在化され、また新たに構築されることを願っています。

.....

\* 「(仮称) 街づくりの仲間たち」設立準備会の規約との違い

①規約ではなく申し合わせとしました。

②活動会員、支援会員、役員の規定をなくし、運営委員としました。

③役員を選任について、方法や任期の定めをなくしました。

(いつでも運営委員になっていただけるように考えたものです。)